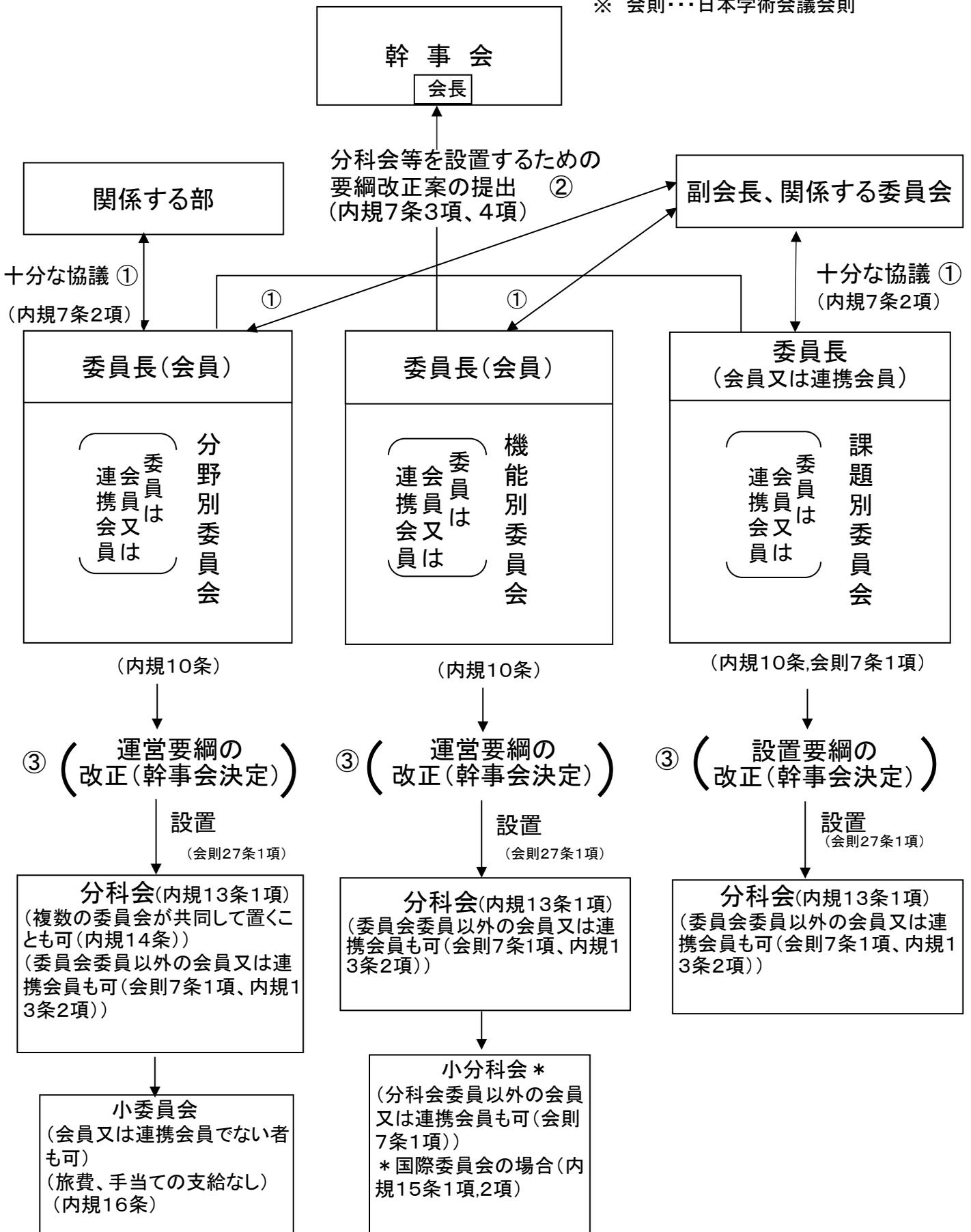


●委員会に分科会等を置く手続きフロー図

※ 会則・・・日本学術会議会則



☆連携会員には連携会員(特任)を含みます。連携会員(特任)は、会員・連携会員で担うことのできない国際業務や専門的審議を担っていただくための制度です。  
課題別委員会の設置期間、常置の委員会及びその分科会で設定された審議事項の審議期間など必要な期間に限って任命されます。